



発行 東京都

目次

告示

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

告示 (海区漁調)

○東京海区におけるかにかご漁業の制限……………

公告

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………

○開発行為に関する工事完了……………
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………
……………(環境局総務部環境政策課)……………

告示

●東京都告示第千九百九十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき茗荷谷駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準

用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年九月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

茗荷谷駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成十七年十一月二十五日から令和二年九月三十日まで

で

三 施行地区

文京区大塚一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

文京区大塚一丁目四番十五ー一四〇九号

平成十七年十一月二十五日

五 変更の内容

事業施行期間を令和二年十二月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和二年九月二十四日

●東京都告示第千九百九十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

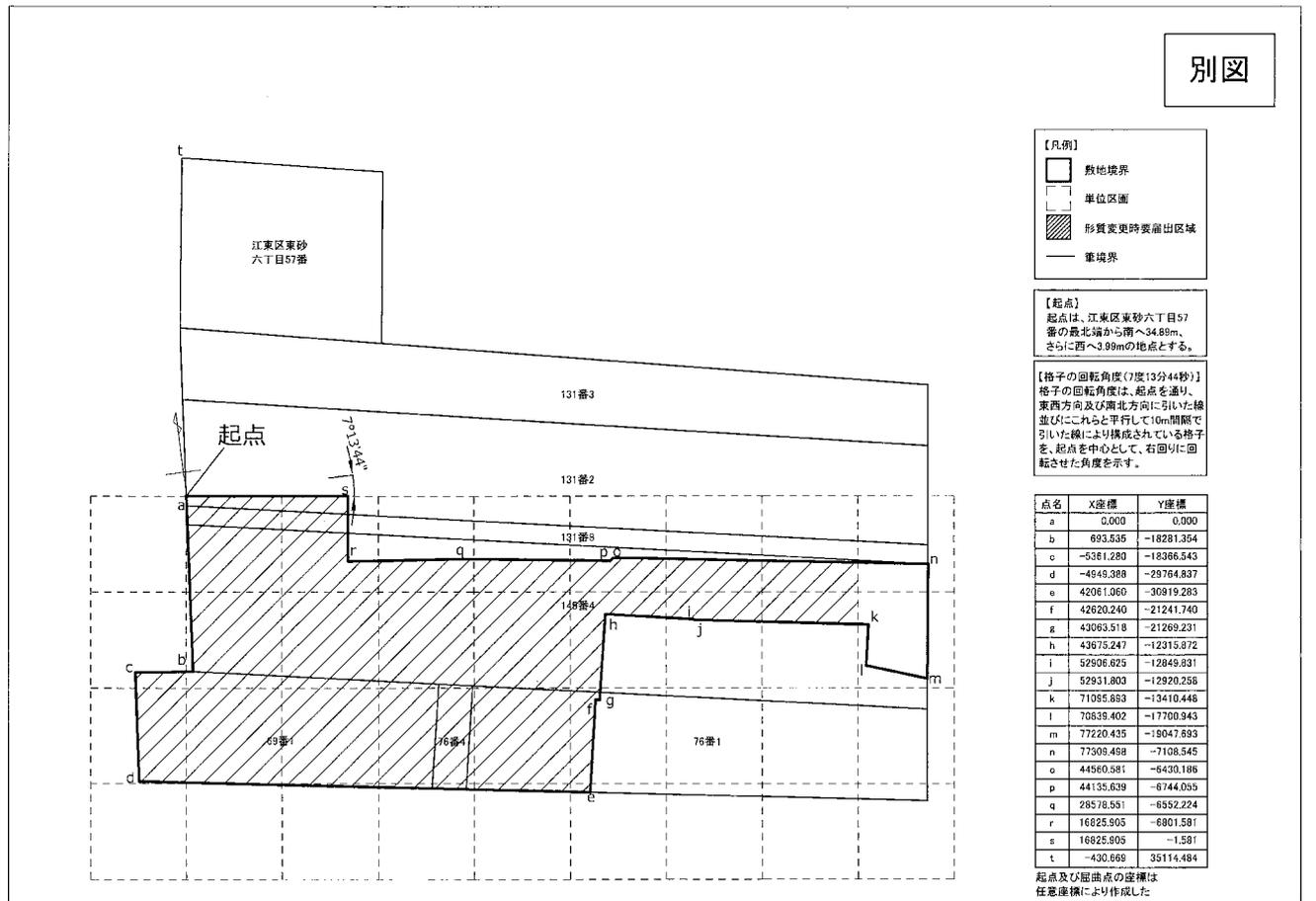
令和二年九月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区東砂六丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島海域に限る。)におけるかにかご漁業(以下「この漁業」という。)については、次のとおり制限する。

令和二年九月二十四日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(二) 令和三年四月一日から同年十月三十一日までの操業

(承認操業)

二 この漁業を操業しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 操業区域

この漁業の操業区域は、次の三区域とする。

ア A区域 大島陸岸から六海里以内の水域

イ B区域 利島、新島、式根島及び神津島各島陸岸から九海里以内の水域

ウ C区域 三宅島及び御蔵島陸岸から十海里以内の水域

この漁業の操業を承認できる隻数は、A区域三隻、B区域六隻及びC区域四隻を上限とする。

(二) 承認隻数

この漁業の操業を承認できる隻数は、A区域三隻、B区域六隻及びC区域四隻を上限とする。

(三) 種類及び大きさの制限

甲幅十二センチメートル以下の「たかあしがに」については、採捕してはならない。

(四) 使用漁具

この漁業に使用することのできる漁具の規模等は、次のとおりとする。

ア かごの大きさ

高さ 百センチメートル以内

直径又は幅 二百センチメートル以内

イ 持ちかご数 一隻につき二十個以内

ウ 網目 かごの網目の目合四寸目(二二・一二センチメートル)以上

エ 浮標綱(瀬縄)は、ワイヤロープ以外のものを使用する。

(五) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに委員会の交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(六) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(七) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、この漁業に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和二年十一月一日から令和

三年十月三十一日までとする。

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和二年九月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本テニスウエルネス協会

二 代表者の氏名

松枝 禮

三 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区松原五丁目二十三番二号

四 その他の事務所の所在地

埼玉県三郷市鷹野三丁目二百六十四番地一号

五 更新された認定の有効期間

令和元年十二月十二日から令和六年十二月十一日まで

一 名称

特定非営利活動法人さわやか青少年センター

二 代表者の氏名

有馬 正史

三 主たる事務所の所在地

東京都杉並区上荻二丁目十八番六一五〇一号

四 更新された認定の有効期間

令和二年三月十九日から令和七年三月十八日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年九月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

五 小平市大沼町二丁目四百九番 新宿区西新宿二丁目四番一
号

ミサワホーム株式会社
代表取締役 磯貝 匡志

清瀬市中里五丁目八十七番二 武蔵野市境二丁目二番二号
及び下清戸二丁目五百八十六 株式会社飯田産業

番三 代表取締役 千葉雄二郎

東久留米市幸町二丁目八百六 西東京市芝久保町四丁目二
十六番一 十六番三号

株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出
について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、(仮称)日本橋一丁目中地区再開発計画について、次のとおり着工の届

出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和二年九月二十四日

東京都知事 小池百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

日本橋一丁目中地区市街地再開発組合

理事長 近藤 昌義

中央区日本橋一丁目八番三号

二 対象事業の名称

(仮称)日本橋一丁目中地区再開発計画

三 工事着手の予定年月日

令和二年十月一日

四 工事完了の予定年月日

令和八年二月二十八日

五 届出日

令和二年九月七日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえに
リサイクルされています。